平成２２年（フ）第１０１１号
札幌市西区西町南５丁目１番23号　ａｖｅｃ西町04Ｓ号
債務者　山口　和哉
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷村　庄市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８５６号
大阪府吹田市内本町２丁目３番９―401号
債務者　森田　弘史
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９３号
大阪府豊中市南桜塚３丁目５番24号
債務者　黒木　一夫
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　親男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９４０号
大阪府東大阪市角田３丁目５番28号　シティハイムローレル２階西
債務者　森﨑　豊被
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１３号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―305号
債務者　角田　拓眞
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津川　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３４号
大阪市生野区小路２丁目25番21号　ハイムタカバヤシ３Ｆ302
債務者　白石　淳子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５５号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番１―202号
債務者　畑中　　保
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１００号
大阪府東大阪市荒川３丁目10番３号　松栄ビル２Ｂ号
債務者　櫻井　宏一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　普門　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３０号
大阪市東淀川区西淡路２丁目３番９号　リベルタ403号
債務者　きまぐれ居酒屋鷹虎こと　中田　道高
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津川　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７号
埼玉県富士見市渡戸３丁目19番３号
債務者　西川　　毅
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０８号
佐賀県小城市三日月町久米2357番地
債務者　立石　和昭
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力久　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３６１号
愛知県一宮市奥町字田畑21番地４　パビリオン開明104号、住民票上の住所愛知県一宮市今伊勢町本神戸字北無量寺20番地
債務者　髙橋さくら
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４０１号
函館市日吉町３丁目28番33―305号
債務者　滝下　桂子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
岩手県一関市室根町矢越字高沢131番地
債務者　岩渕　紘一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２１０号
群馬県太田市山之神町429番地２　サンパレス山之神Ｂ―201号
債務者　蒲　　徳明
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５４号
三重県鳥羽市安楽島町1325番地39
債務者　寺下　美佳
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第４６０１号
大阪府茨木市南春日丘５丁目１番55号
債務者　橘田　友彦
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部